

2024年8月から

充電式小型家電

を収集します

じゅうでんしきこがたかでん

充電式小型家電とは？

充電式電池（バッテリー）を内蔵する小型の家電製品です。電気シェーバーや携帯用扇風機など、身の回りにはたくさんの製品があります。これらが不燃ごみや可燃ごみの袋に混入していたことで、町田市ではこれまでに、ごみ収集車やごみ処理施設の火災が繰り返し起こっています。



（上）混入した充電式電池が原因で燃えるごみ袋。東京消防庁提供画像。



（右）2022年町田市バイオエネルギーセンター火災事故

出し方について

有害ごみ（電池）としてお出してください。出し方や収集日、製品例については、裏面をご覧ください。

詳しくは
裏面

火災事故を起こさないために

充電式小型家電を始め、電池類やライター、中身の入ったスプレー缶など、発火の危険があるものは、燃やせないごみ・燃やせるごみでは出せません。正しい分別にご協力ください。



出すことができる充電式小型家電

- ・内蔵の充電式電池（バッテリー）が取り外せないこと（※）
- ・サイズが30cm×30cm×15cm以内であること

※ 取り外せる場合は、充電式電池（バッテリー）は有害ごみ（電池）のかごへお出してください。電池を外した本体は、市民センター等に設置した「小型家電回収ボックス」またはリサイクル広場へお持ち込みいただくか、燃やせないごみとしてお出してください。

製品の例



収集日と出す場所

- ・有害ごみの日（毎月2回目のビン・カン収集日）
- ・有害ごみ（電池）のかごに出せます。

収集日などの確認にはごみ分別アプリが便利です。右QRコードからダウンロードできます。



出せないもの

- ・充電式ではない家電製品
- ・家電リサイクル法対象製品（TV等）
- ・パソコン

（例）



【問い合わせ先】

町田市役所 042-722-3111（代表）
担当課 環境資源部ごみ収集課